

諮問番号：令和元年度（税）諮問第 2 号

答申番号：令和元年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が令和元年 7 月 1 9 日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）による平成 3 1 年度市民税・県民税賦課処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和元年 6 月 1 4 日に処分庁が審査請求人に対して行った本件処分を無効とする裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 市民税及び県民税の均等割（以下「均等割」という。）を賦課したことについて

平成 3 0 年分の合計所得が赤字だったにもかかわらず、均等割が賦課されたため無効である。

- (2) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）ではなく一般図書を参考に賦課したとすることについて

本件処分は、法律ではなく民間の税理士によって著作された一般の参考図書に基づいてなされているため、本件処分は無効である。

第 3 処分庁の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

2 弁明の理由

- (1) 均等割を賦課したことについて

審査請求人の平成 3 0 年分の所得は営業所得、農業所得、不動産所得、

長期譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得及び先物取引に係る雑所得があり、法の規定により赤字所得と黒字所得を損益通算し、先物取引に係る過去分の損失の繰越控除を適用した結果、所得割額の課税標準となる総所得金額等は赤字となり、所得割額は非課税となる。しかし、均等割額については、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例に定める金額以下である者については、均等割を課することができないこととされており（法第24条の5第3項及び第295条第3項）、西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号。以下「市税条例」という。）第24条第2項において、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さないこととされており、扶養親族を1人有する審査請求人においては、合計所得金額が728,000円を超える場合に均等割を課すこととなる。

合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額とされており（法第23条第1項第13号、第292条第1項第13号、法附則第33条の2第1項、第3項第1号、第5項、第7項第1号、第33条の3第1項、第5項、第7項第1号、第34条第1項、第3項第1号、第4項、第6項第1号、第35条第1項、第4項第1号、第5項、第8項第1号、第35条の2第1項、第4項第1号、第5項、第8項第1号、第35条の2の2第1項、第4項、第5項、第8項、第35条の4第1項、第2項第1号、第4項及び第5項第1号）、また、損益通算については、各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序によりこれを他の各種所得の金額から控除することとされている（所得税法（昭和40年法律第33号）第69条第1項）が、上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失がある場合には、その損失はなかったものとみなされ、他の所得との損益通算の対象からは除外されている。（法附則第35条の2の2第1項、第5項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第37条の10第6項、第37条の11第6項、法附則第35条の4第

1 項、第 2 項第 2 号、第 4 項、第 5 項第 2 号、租特法第 4 1 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号)

審査請求人の平成 3 0 年分の所得は、営業所得(－2 5 0, 6 3 1 円)、農業所得(－3 9, 4 1 3 円)、不動産所得(0 円)、長期譲渡所得(3 8, 6 9 8 円)があり、損失をこれらの所得間で損益通算することが可能であるが、上場株式等に係る譲渡所得(－9, 6 6 8 円)及び先物取引に係る雑所得(1, 5 1 9, 6 1 1 円)については他の所得との損益通算を行うことができない。

また、均等割額の算定の基となる合計所得金額は、純損失又は雑損失の繰越控除前の所得金額であることから、審査請求人の合計所得金額は 1, 5 1 9, 6 1 1 円となり、均等割額の非課税対象となる 7 2 8, 0 0 0 円を超えるため均等割額 5, 5 0 0 円(法第 3 8 条、第 3 1 0 条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 1 1 8 号)第 2 条及びあいち森と緑づくり税条例(平成 2 0 年条例第 2 号)第 2 条)を賦課した。

(2) 法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることについて

当該書籍については、あくまでも参考図書として使用しているにすぎず、本件処分は、関係法令に基づき実施したものである。

第 4 審理員意見書の要旨

1 意見書の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 意見書の理由

(1) 均等割を賦課したことについて

処分庁が示した本件における課税資料及び根拠法令を確認したところ、特段の疑義も見当たらず、法令に準拠して課税したものと認められる。

(2) 法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることについて

本件の当事者間で使用された「税理士が著作した税務申告のやり方」という書籍について確認したところ、地方税法等をわかりやすく解説しているもので、処分庁の主張のとおり、あくまでも参考図書として使用されているものであり、賦課処分においては法令に基づき実施したもの

であることを確認した。

また、本件における説明時や一般的な収税業務において、参考図書を使用したことに關し問題は認められない。

第5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

第6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年11月 8日 諮問書の受理

令和元年11月13日 主張書面又は資料の提出についての期限通知

令和元年11月22日 処分庁から資料の収受

令和元年11月27日 第1回調査審議

令和元年12月25日 第2回調査審議

第7 審査会の判断

1 判断の理由

(1) 均等割を賦課したことについて

ア 法第24条の5第3項及び第295条第3項の規定により、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例に定める金額以下である者については、均等割を課することができないと定められている。

イ 「ア」の委任規定に対応し、市税条例第24条第2項において、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、均等割を課さないことと定められている。

ウ 処分庁から提出されている審査請求人の平成30年分確定申告書写し（以下「確定申告書写し」という。）から、「イ」に基づき算出される審査請求人が均等割を課されないための合計所得金額の上限額は、処分庁が主張するとおり728,000円であることを確認した。

エ 合計所得金額については、法第23条第1項第13号ほか処分庁の

弁明において示される関係法令の規定で定められており、審査請求人の確定申告書写しから、審査請求人の平成30年分の合計所得金額は、処分庁が主張するとおり1,519,611円であることを確認した。

オ 「エ」で算出される合計所得金額が、「ウ」で算出される上限額を超えるため、審査請求人に対し均等割が課されたことについて何ら違法又は不当な点は認められない。

(2) 法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることについて

処分庁から提出された当該図書（平成30年度版要説住民税 市町村税務研究会編）の内容を確認したところ、法に準拠した解説書であり、特に問題は認められなかった。法ではなく当該図書に基づき本件処分がなされたという審査請求人の主張は、当該図書と法の内容が同一であるがゆえのものであり、(1)で述べたとおり、本件処分は法令に基づき実施されており、何ら違法又は不当な点は認められない。

2 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 伊 澤 光 二

委 員 坂 田 吉 郎